

1 はじめに

社会福祉法人制度を大きく改革する法案が平成28年3月31日に成立し・公布され、平成29年4月1日から施行されます。制度改革の大きな柱は、経営組織の在り方の見直し（ガバナンスの強化）、事業運営の透明性の向上、適正かつ公正な支出管理（財務規則の強化）、地域における公益的な取り組みを実施する責務等となっています。

この改正社会福祉法の施行にあたり、準備作業として定款の変更、評議員の選任を行う必要があり、平成28年11月に開催された評議員会において、定款変更、評議員選任・解任委員会細則の承認を頂きました。その後、定款については平成29年1月に所轄庁である小田原市の認可を受けました。

この改正によって、理事会の職務は、社会福祉法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、理事長の選定及び解職となっており、法人が運営する事業が適切に執行される責務が問われることとなりました。

評議員会は、これまでの諮問機関から、理事等を牽制監督する役割を担い、法人運営の基本ルールや決算の承認などの最終決定を行う議決機関となりました。評議員会は定期評議員会として、年1回決算認定の時期（4月～6月）に開催しなければなりませんが必要がある場合にはいつでも開催することが可能となっています。

そのような社会福祉法人改革の中、当法人にとっても、昨年の虐待通報を機に改めて法人の基本理念「私たち社会福祉法人風祭の森は、利用者さん一人ひとりのために、全てを優先して貢献することに誇りを持ちます」3つの目標「私たちは明るく楽しい日常生活のための環境を作ります」「安心感と信頼感に基づいた医療、福祉を提供します」「利用者さんに貢献するために医療従事者、福祉従業者全職員の知識、技術、人間愛を結集します」の原点に立ち返って利用者支援に努めます。

2 重点的に取り組む主な項目

（1）個別支援計画の充実

サービス管理責任者を中心として、担当者・グループリーダー・主任と協議の上、ご本人・ご家族の意見と摺合せ、上半期、下半期ごとに、一人ひとりの意思を尊重した個別支援計画を策定し、充実感あふれる生活を支援します。

（2）職員研修の充実

インフルエンザ・ノロウイルスなどの感染予防、褥瘡予防、嚥下障害、ポジショニング、医薬品・医療機器の取り扱いなど医療に関する研修を実施します。
また、外部研修にも多くの職員が積極的に参加できるようにします。

（3）権利擁護等の推進

人権・権利擁護に関する認識を深めるため、権利擁護・虐待防止委員会、リスクマネジメント委員会、研修委員会などを活用し、障害を理由とする差別解消や虐待防止の取り組み、利用者の意思決定支援のとらえ方など職員の権利擁護意識の再構築を図ります。

(4) 新規事業の取り組み

足柄上地区への一部事業移転計画を進め、サービスが行き届いていない方へのニーズの把握やサービス提供を行い、新たな事業を推進します。

3 各部門別事業計画

法人事務等

1 方針

法人の円滑な運営のため各部署とのコミュニケーションを強化すると共に、個々のスキルアップに努める。

2 目標

- (1) 定款の規定を踏まえ、理事会、評議員会を適宜、開催します。
- (2) 経理規定に基づいた、適正な会計処理、財務管理を行います。
- (3) 人材を確保し、日常業務や研修などを活用して、育成・定着に努めます。
- (4) 各種委員会を計画的に開催し、利用者サービスの向上に努めます。
- (5) 防災訓練等の充実に努めます。
- (6) 施設設備保全計画に基づき適切に施設、設備等を管理します。

3 内容

- (1) 改正された社会福祉法の趣旨に沿って、理事会、評議員会を適宜、開催します。
 - 4月 新評議員就任
 - 6月 理事会、定時評議員会の開催（前年度の事業報告及び決算報告等）
 - 11月 理事会、評議員会の開催（中間の事業報告・決算報告等）
 - 3月 理事会、評議員会の開催（翌年度の事業計画及び予算等）
 - その他必要な都度、理事会、評議員会を開催します。
- (2) 新施設の設立において、会計基準に基づき新拠点区分の設置を含む適正な会計処理に努めます。
- (3) 予算執行率等の経営分析を行ない、毎月経営状況資料を作成し上長への報告を行います。また、月次報告により事業の執行状況や経理上の課題を的確に把握しつつ、補正予算等の対応を適切に行います。
- (4) ハローワーク、新聞広告、ホームページ、人材紹介会社等を活用し、人材確保に努めます。
- (5) 各種委員会を通じ、感染予防、事故防止、権利擁護、虐待防止等に努め、利用者に安心・安全なサービスを提供します。
- (6) 毎月実施する避難訓練に合わせて、地震想定訓練、消火訓練、夜間想定訓練などを実施します。
- (7) 足柄上地区に新設する事業所の備品類のほか、老朽化した機械浴槽や分包機等の更新を行います。

重症心身障害児施設

1 方針

- (1) 利用者の人権と尊厳を守り、安心・安全な生活を提供します。
- (2) 利用者の健康管理に努め、心温かい医療を提供します。
- (3) 中期・短期入所を活用して在宅障害児者を支援します。

2 目標

- (1) 個別支援計画の充実に努めます。
- (2) 権利擁護・虐待防止・事故防止に努めます。
- (3) 利用者個々の健康管理に留意し、感染・褥瘡等の予防に努めます。
- (4) 入所者の日中活動やリハビリ訓練の充実に努めます。
- (5) 衛生管理を徹底するとともに、季節感のある美味しい食事の提供に努めます。

3 内容

(1) 個別支援計画の充実

サービス管理責任者を中心として、担当者・グループリーダー・主任と協議の上、ご本人・ご家族の意見と摺合せ、上半期、下半期ごとに、一人ひとりの意思を尊重した個別支援計画を策定し、充実感あふれる生活を支援します。

(2) 権利擁護等

人権・権利擁護に関する認識を深めるため、権利擁護・虐待防止委員会、職員研修などを活用し、障害を理由とする差別解消や虐待防止の取り組みを進めます。また、事故防止のため、リスクマネジメント委員会への報告・検討のほか、ヒヤリハット報告や事故事例に対する気づき・原因究明・防止対策を実施します。

(3) 健康管理

定期的な血圧や体重測定、血液・脳波・胸部レントゲンなどを実施し健康管理に努めるとともに、ノロウイルス、インフルエンザなどの感染予防対策を徹底します。

また、一人ひとりの体調や身体機能の把握に努め、変化がある場合は関係者による検討を積極的に行います。

(4) 日中活動等

季節の行事、集団での日中活動の他、個別活動や興味・関心毎の小集団の活動を行い、利用者個々の自己実現に向けた支援を行います。

拘縮予防、循環呼吸機能維持、嚥下機能維持のために利用者へのリハビリ訓練を充実します。

(5) 栄養管理

旬の食材を取り入れることで食事に季節感を持たせ、月に1度の行事食やお誕生日会では月ごとのテーマに沿った献立やケーキの提供を行います。

また、多職種との協働により、個々の栄養状態や摂食・嚥下機能に応じた食事を検討し、利用者のQOLの向上に努めます。

リハビリ外来

1 方針

入所者を含む地域の障害児者の健康と生活をリハビリテーション（以下「リハビリ」）の視点から支えます。また、各々が向上心を持って業務に携わり、利用者のリハビリ内容の充実を図ります。

2 目標

- (1) 利用者に対して個別でのリハビリ介入により、心身機能の維持向上を図るよう努めます。
- (2) 利用者本人を中心として、家庭・地域での暮らしを支援するよう努めます。
- (3) 新規利用者も可能な範囲で積極的に受け入れます。

3 内容

(1) 入所者へのリハビリ

- ア 医師・看護・生活支援スタッフと日頃から連携を図り、個別支援モニタリングやカンファレンスにも参加し、各入所者の生活に沿った内容でリハビリ目標を設定します。
- イ 中期・短期利用者に関しても摂食やポジショニング等、要望や必要性を考慮し可能な範囲で介入します。

(2) 外来リハビリ

- ア 利用者やご家族の要望を確認し、各利用者の生活に沿った目標の設定を行います。医師とも相談し、リハビリの介入頻度や内容を検討します。
- イ 学校・施設職員等の見学を積極的に受け入れ、各関連機関との連携を図ることで、家庭・地域で暮らすための支援を行います。また、必要に応じて関連機関とのケースカンファレンスにも参加します。
- ウ 新規外来の受付は基本的には先天性疾患の方を対象とし、可能な範囲で積極的に受け入れます。
- エ 地域支援部・相談員と連絡を取り、県西地区の重症心身障害児者について現状を把握します。また、デイサービス利用者に関しては地域支援スタッフと連携を図りつつ、リハビリスタッフも利用中の様子を確認するなど出来るだけ要望に応えられるようにします。

地域支援事業

支援対象地域（神奈川県西障害保健福祉圏域）における在宅障害児者に障害福祉サービスを提供する拠点施設を目指し、行政、保健、教育、福祉、医療機関等との連携・ネットワークの構築など、地域福祉の推進に取組んでいます。

平成29年度は、足柄上地区への一部事業移転計画を進め、更なる利用者のニーズ

の把握やサービスの提供に務めていきます。

<デイサービスセンター>

1 目 標

- (1) 利用者の障害特性、興味、関心などを勘案した日中活動の充実を図ります。
- (2) 在宅障害児者の積極的な受け入れに努めます。

2 内 容

(1) 個別支援計画の充実

利用者ご本人、ご家族と上・下半期毎に個別支援計画について面談を実施し、利用者の意向と事業所との意見交換を行ない、個別支援計画の作成・実施・評価をします。また、サービス等利用計画を把握し、関係する事業所等とのカンファレンスに積極的に参加し、情報を共有し統一した支援の提供を目指します。

(2) 日中活動の充実

陶芸、園芸、スポーツ活動などに利用者個々の障害特性、興味、関心などに重点を置いた参加方法を企画・実施するとともに、七夕、かき氷、クリスマス、焼き芋など季節感を取り入れた活動も行います。

また、身体障害者福祉協会が行う卓上競技大会（オセロ・将棋）に参加します。

<ヘルパーステーション>

1 目 標

支援対象地域において、居宅介護、同行援護、移動支援、福祉有償運送サービス等の提供およびその地域ニーズの把握と積極的なサービス提供に努めます。

足柄上地区への事業移転計画を進め、サービスが行き届いていない方へのニーズ把握やサービス提供を行い、足柄上地区の更なるサービス強化に務めます。

2 内 容

(1) 居宅介護計画の充実

上・下半期毎に、利用者本人及びご家族の意向を基に居宅介護計画の作成・実施・評価を行います。また、サービス等利用計画の把握に努め、ケア会議に積極的に参加し、居宅介護計画の充実を図ります。

(2) サービス提供に伴うコーディネート業務の充実

余暇外出先の情報および外出先へのルート情報の提供等、移動支援や福祉有償運送の充実を目的として、提供に関するサービスコーディネートに努めます。

(3) 「あんしんヘルパーネット」

神奈川県から受託している、障害福祉サービス等地域拠点事業所として、平成27年度に県西圏域の各市町で支援の中核を担う居宅介護事業者メンバーで構成した「あんしんヘルパーネット」を開設しました。このネットワーク会議において、事業移転先である足柄上地区の関係機関との連携を深め、県西地域全体のネットワーク強化を図ります。

<相談室>

1 目標

障害のある本人及び家族からの相談に対して、自己決定を尊重し、その人らしい生活が継続することができるよう支援します。

2 内容

(1) 在宅障害児者の障害福祉サービスの計画相談支援

障害児者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘査し、利用する障害福祉サービスの種類および内容を定めたサービス等利用計画を作成します。また、支給決定の有効期間内において、継続して障害福祉サービスが適切に利用することができるよう、サービス等利用計画の利用状況等を検証するなどの見直しを行います。

(2) 出張相談の協力（綾瀬市より受託）

出先に相談室を開設し、来所、訪問、電話等によって、在宅の身体障害者の福祉に関する諸問題について、障害者及びその家族からの相談に応じ必要な助言、指導等を行います。

(3) 在宅重心訪問

総合療育相談センターからの依頼で、重症心身障害者の家庭等に訪問し、対象者とそのご家族に対し、必要な助言及び指導を行います。

(4) 自立支援協議会

神奈川県西障害保健福祉圏域の自立支援協議会・重心部会及び相談支援ネットワークのメンバーとして、障害福祉に係る関係機関と情報を共有し、地域の課題解決に向け協議します。

また、協議会で作成した、出生から現在までの支援記録を記入できる支援シート「まいらいふブック」の普及に引き続き努めます。

<放課後等デイサービス「きやんぱす」>

1 目標

学齢期にある障害児の健やかな発達を支援することを目的とし、利用者の個性や能力に合わせた療育の提供や、発達の基盤であるご家庭に対するサポート、地域と交流できる場の提供を行います。

2 内容

(1) 個別支援計画の充実

6ヶ月毎に利用者、ご家族との面談を実施し、意向と事業所との意見交換を行います。また、関連機関と連携をとり情報共有に努め、障がい児の発達を支援する上で適切な支援内容の検討を行い、個別計画の計画、実施、評価、改善を継続的に行います。

(2) 日中活動の充実

利用者の発達段階、障害特性に応じた活動を行います。

七夕やハロウィンなどの季節行事や、夏のプールや水遊びなど季節を感じられる活動を企画します。また、コンサートなど、ご家族も一緒に楽しめる活動を企画

します。

夏休みなど長期休業日は成人デイサービスと一緒に活動し、交流を図ります。

(3) 事業所移転

肢体不自由児、医療ケア児が利用できる通所サービスが不足している足柄上地区へ拠点を移し、療育を必要としている障害児及び、その家族への支援を行います。また、「きやんぱす」を利用している障害児と地域住民が一緒に参加できるお祭りやコンサートなどのイベントを企画し、地域との交流を支援します。

(4) 家族懇談会の実施

ご家族も一緒に参加できる行事と合わせ、各利用者のご両親や兄弟、祖父母が集まれる機会を作り、ご家族のニーズの把握や不安を解消できる場の提供を図ります